

総合評価落札方式（チャレンジ型） 事務処理の手引き

Ver. 3（令和8年4月1日改訂）

目 次	
第1章 総合評価落札方式 （チャレンジ型）の概要・・・	1
第2章 技術提案評価項目	6

岩 手 県

本手引きは、総合評価落札方式（チャレンジ型）の事務処理について、チャレンジ型特有の項目についてまとめたものです。

総合評価落札方式条件付一般競争入札（標準型・簡易型）と共通の事項については最新の「総合評価落札方式条件付一般競争入札（標準型・簡易型）事務処理の手引き」を参照してください。

この手引きに関する問合せ先

出納局総務課 入札担当

<電話019-629-5058（直通） FAX019-629-5984>

★総合評価落札方式に関するQ&Aも御覧ください。

<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095433/1095435.html>

(白 紙)

第1章 総合評価落札方式（チャレンジ型）の概要

1 適用範囲

この手引きは、総合評価落札方式条件付一般競争入札のうちチャレンジ型で発注する工事に適用する。

具体的な事務処理や技術提案の審査等、本手引きに記載のない事項については「総合評価落札方式条件付一般競争入札（標準型・簡易型）事務処理の手引き」によるものとする。

2 総合評価落札方式（チャレンジ型）の意義

- 総合評価落札方式は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素（技術力、施工能力、地域精通度等）を考慮し、価格その他の条件が総合的に優れた者を契約の相手方とする入札方式である。
- 総合評価落札方式は、発注者が示す標準的な施工の仕様に対して、受注者が技術提案を行うことにより、企業の優れた技術力を活用し公共工事の質を高め、将来の維持管理を含めた総合的なコストの削減、道路や橋など構造物の性能・機能の向上、自然環境の維持保全などが期待できるとともに、技術力競争を通じてモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な建設業の育成についても期待されるものである。
- 一方で、個別の技術提案を求めない簡易2型においては、施工実績が無い企業は工事成績評定や表彰等の項目で評価点が得られず不利となっており、受注機会の確保が難しくなることが懸念される。
- そのため、施工実績の有無が評価に影響を及ぼす項目を評価対象から極力除外する評価方法として「チャレンジ型」を試行実施するものである。

3 総合評価落札方式（チャレンジ型）の概要

（1）総合評価落札方式の種類

	高度技術提案型	標準型	簡易1型	簡易2型	チャレンジ型（試行）
1 評価型	受注者の高度な技術を活用することにより工事目的物の品質や性能の向上が期待できる工事を対象	受注者の技術的提案によって工事目的物の品質や性能の向上が期待できる工事を対象	技術的な提案の余地が比較的に少ないと思われる工事を対象	技術的な提案の余地が少ないと思われる工事を対象	技術的な提案の余地が少ないと思われる工事を対象
2 技術評価点	40点	30点	20点	15点	15点
3 総合評価点の算定方法	加算方式				加算方式

(2) 技術提案項目

評価項目		チャレンジ型		(参考) 簡易2型	
		土木系	土木系以外	一般土木工事	土木系以外
企業の施工能力	施工実績	○	○	○	○
	工事成績評定	×	×	○	○
	経営品質の取組	○	○	○	○
	資格取得の取組	○	○	○	○
	建設キャリアアップシステムの取組	○	○	○	○
配置予定技術者の要件	施工経験	×	×	○	○
	配置予定技術者の工事成績評定	×	×	○	○
	配置予定技術者の表彰実績	×	×	○	○
	配置予定技術者の資格と経験年数	○	○	○	○
	配置予定技術者の継続教育（CPD）の取組	○	○	○	○
	若手技術者又は女性技術者の配置の有無	○	○	○	○
地域精通度等	地域内拠点の有無	○	○	○	○
	災害活動の実績等	○	×	○	×
	雇用対策の実績	○	○	○	○
	無償奉仕活動の実績	○	×	○	×
	維持修繕業務等の実績	○	×	○	×

○：評価対象 ×：評価対象外 △：評価対象（令和7年度限り）

(3) 総合評価点の算定方法

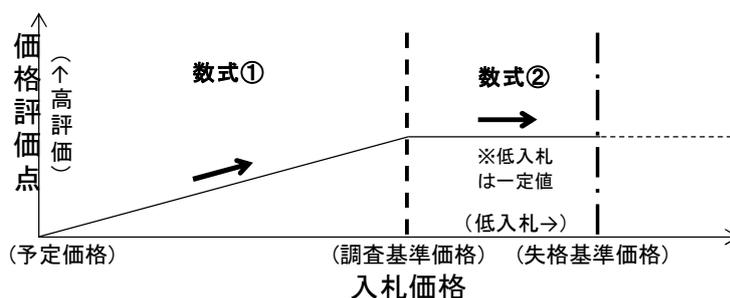
総合評価点

算定式	
加算方式	総合評価点 = 価格評価点 + 技術評価点

価格評価点

算定式	
価格評価点	[数式① 調査基準価格以上の入札のとき] $\text{価格評価点} = 100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$ [数式② 調査基準価格未満の入札（低入札）のとき] $\text{価格評価点} = 100 \times (1 - \text{調査基準価格} \div \text{予定価格})$

〔価格評価点の概要図〕



技術評価点

区 分		算 定 式
		A：技術提案評価項目 A
チャレンジ型	15点	技術評価点 = A(10点) × 1.5

(4) 落札者の決定

落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

総合評価点が最も高い落札候補者が同点で2名以上いる時は、くじにより入札参加資格の審査の順位を決定するものとする。

調査基準価格に満たない価格で入札した者がいる場合は、「低入札価格調査制度に係る事務処理要領」に基づき、落札者を決定する。

第2章 技術提案評価項目

1 技術提案評価項目の設定

(1) 技術提案評価項目Aの設定

当該工事の総合評価に必要なとなる評価項目は、工事種別に応じて以下から選択する。

チャレンジ型（土木系）
工事種別が土木工事、舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、法面処理工事、グラウト工事、しゅんせつ工事、造園工事、ボーリング工事又は標識設置工事の場合

チャレンジ型（土木系以外）
工事種別が建築一式工事、電気設備工事、管設備工事、鋼橋上部工事、機械設備工事、塗装工事、通信設備工事、消防設備工事、鋼工作物工事又は防水工事の場合

1) チャレンジ型（土木系）

	評価項目	評価基準	評価点	
企業の 施工能力 (2.5点)	ア 施工実績 元請としての同種・類似工事の施工実績を評価する。 平成23年4月1日以降に完成し申請期限の日までに引渡し完了した工事を対象とする。	同種又は類似工事の実績あり	0.9	
		実績なし	0.0	
	イ 経営品質の取組 以下に示す5項目のいずれかの実績があれば評価する。 ①岩手県が行った、令和3年度から令和7年度の「優良県営建設工事表彰（優良下請負企業表彰を含む。）」の受賞 ②申請期限の日現在有効なISO9001又はISO14001の認証取得、若しくは「いわて地球環境にやさしい事業所」3つ星以上の認定 ③岩手県が行った、令和3年度から令和7年度の「新分野進出等表彰（奨励企業を含む）」の受賞 ④申請期限の日現在有効な「えるぼし・プラチナえるぼし」、「くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん」、「いわて女性活躍認定企業等」又は「いわて子育てにやさしい企業等」の認定 ⑤「ユースエール」の認定	2項目以上該当あり	0.8	
		1項目該当あり	0.4	
		該当なし	0.0	
	ウ 資格取得の取組 令和6年4月1日から申請期限の日までに以下の①、②の実績があれば評価する。 なお、評価項目「コ 雇用対策の実績」における新規雇用の評価対象者と同一の者は評価対象外とする。 評価点は①と②の評価点を合計した点数とする。	下記の合計値	0.5	
	① 技術者資格の取得 ・新たに資格を取得した職員がいる場合 ・資格を所有している者を新たに常時雇用した場合			実績あり
			実績なし	0.0
		② 登録基幹技能者の認定 ・新たに登録基幹技能者に認定された職員がいる場合	実績あり	0.2
			実績なし	0.0

評価項目		評価基準	評価点	
企業の施工能力	エ 建設キャリアアップシステムの取組 以下の①、②の実績があれば評価する。 評価点は①と②の評価点を合計した点数とする。	下記の合計値	0.3	
	① 当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ・現場にカードリーダーを設置し就業履歴を蓄積する場合	活用あり	0.2	
		活用なし	0.0	
	② 建設キャリアアップシステム事業者登録 ・申請期限の日現在、企業として建設キャリアアップシステムの事業者登録済である場合	登録あり	0.1	
登録なし		0.0		
配置予定技術者の要件（1.1点）	オ 配置予定技術者の資格と経験年数 一級相当資格を有している場合は、申請期限の日現在における資格取得後の経験年数により評価する。 ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価	一級相当資格あり（取得後5年以上）	0.5	
		一級相当資格あり（取得後5年未満）	0.2	
		一級相当資格なし	0.0	
	カ 配置予定技術者の継続教育（CPD）の取組 配置予定技術者の継続教育（CPD）への取組を評価する。 ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価	継続教育（当該団体推奨単位以上取得）の証明あり	0.3	
		継続教育（当該団体推奨単位の2分の1以上取得）の証明あり	0.1	
		上記以外の場合	0.0	
キ 若手技術者又は女性技術者の配置の有無 配置予定技術者として若手又は女性を配置する場合に評価する。 なお、若手とは申請期限の日現在において、満40歳をむかえていない者とする。	主任（監理）技術者への配置	0.3		
	なし	0.0		
地域精通度等（6.4点）	ク 地域内拠点の有無 工事箇所と本社の所在地に基づき評価する。 （注）入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、評価基準の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。	工事箇所の市町村内に本社を有する	1.6	
		工事箇所の振興局等管内に本社を有する	0.8	
		（注）「岩手県内」と読み替える場合	1.2	
		上記以外の場合	0.0	
	ケ 県内企業の活用 当該工事における請負代金額に占める県内企業の請負金額の割合で評価する。 なお、県内企業の請負金額の対象は元請企業と一次下請企業とする。	70%以上	0.4	
		40%以上70%未満	0.2	
		40%未満	0.0	
	コ 災害活動の実績等 以下の①、②の実績があれば評価する。 評価点は①と②の評価点を合計した点数とする。	下記の合計値	2.2	
		① 災害活動の実績 工事箇所の振興局等管内 ^{（注）} で令和6年度又は令和7年度における災害活動実績。 （注）入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、上記の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。	災害活動の実績あり	1.2
			災害活動の実績なし	0.0
② 災害協定の有無 「災害時における応急対策業務に関する協定」の締結。ただし、申請期限の日現在有効なもので岩手県と締結したものに限り。		協定締結あり	1.0	
	協定締結なし	0.0		

評価項目		評価基準	評価点	
地域 精 通 度 等 (6.4点)	サ 雇用対策の実績 企業として申請期限の日現在、以下のいずれかの実績があれば評価する。 ・「障がい者」の常時雇用 ・令和6年4月1日以降に学校を卒業した県内居住者（雇用後に県内居住となった者を含む。）を、正規社員として新規雇用し、1か月以上雇用している状況が継続 ・令和7年4月1日以降に県内居住者（雇用後に県内居住となった者を含む。）を正規社員として新規雇用し、1か月以上雇用している状況が継続	あり	0.8	
		なし	0.0	
	シ 無償奉仕活動の実績 工事箇所かつ本社が所在する振興局等管内 ^(注) で、令和6年度における無償奉仕活動の実績があれば評価する。 (注) 入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、上記の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。	年3回以上の実績あり	0.3	
		年3回以上の実績なし	0.0	
	ス 維持修繕業務等の実績 工事箇所の振興局等管内 ^(注) で、岩手県が管理する公共施設の維持修繕業務等の実績（対象5年間 令和3年度から令和7年度）があれば評価する。 (注) 入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、上記の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。	元請として 2業務以上の実績あり	1.2	
		元請として 1業務の実績あり	0.6	
		一次下請としての 実績あり	0.3	
		実績なし	0.0	
	評価点計 (A)			10.0

2) チャレンジ型（土木系以外）

評価項目		評価基準	評価点	
企業の 施工能力 (3.6点)	ア 施工実績 元請としての同種・類似工事の施工実績を評価する。 平成23年4月1日以降に完成し申請期限の日までに引渡し完了した工事を対象とする。	同種又は類似工事の実績あり	1.5	
		実績なし	0.0	
	イ 経営品質の取組 以下に示す5項目のいずれかの実績があれば評価する。 ①岩手県が行った、令和3年度から令和7年度の「優良県営建設工事表彰（優良下請負企業表彰を含む）」の受賞 ②申請期限の日現在有効なISO9001又はISO14001の認証取得、若しくは「いわて地球環境にやさしい事業所」3つ星以上の認定 ③岩手県が行った、令和3年度から令和7年度の「新分野進出等表彰（奨励企業を含む）」の受賞 ④申請期限の日現在有効な「えるぼし・プラチナえるぼし」、「くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん」、「いわて女性活躍認定企業等」又は「いわて子育てにやさしい企業等」の認定 ⑤「ユースエール」の認定	2項目以上該当あり	1.1	
		1項目該当あり	0.5	
		該当なし	0.0	
	ウ 資格取得の取組 令和6年4月1日から申請期限の日までに以下の①、②の実績があれば評価する。 なお、評価項目「ケ 雇用対策の実績」における新規雇用の評価対象者と同一の者は評価対象外とする。 評価点は①と②の評価点を合計した点数とする。	① 技術者資格の取得 ・新たに資格を取得した職員がいる場合 ・資格を所有している者を新たに常時雇用した場合	実績あり	0.4
			実績なし	0.0
		② 登録基幹技能者の認定 ・新たに登録基幹技能者を認定された職員がいる場合	実績あり	0.3
			実績なし	0.0
	エ 建設キャリアアップシステムの取組 以下の①、②の実績があれば評価する。 評価点は①と②の評価点を合計した点数とする。	① 当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ・現場にカードリーダーを設置し就業履歴を蓄積する場合	活用あり	0.2
活用なし			0.0	
② 建設キャリアアップシステム事業者登録 ・申請期限の日現在、企業として建設キャリアアップシステムの事業者登録済である場合		登録あり	0.1	
		登録なし	0.0	
配置予定技術者の要件 (1.6点)	オ 配置予定技術者の資格と経験年数 一級相当資格を有している場合は、申請期限の日現在における資格取得後の経験年数により評価する。 ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価	一級相当資格あり（取得後5年以上）	0.8	
		一級相当資格あり（取得後5年未満）	0.4	
		一級相当資格なし	0.0	
	カ 配置予定技術者の継続教育（CPD）の取組 配置予定技術者の継続教育（CPD）への取組を評価する。 ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価	継続教育（当該団体推奨単位以上取得）の証明あり	0.4	
		継続教育（当該団体推奨単位の2分の1以上取得）の証明あり	0.2	
上記以外の場合		0.0		

評価項目		評価基準	評価点
	キ 若手技術者又は女性技術者の配置の有無 配置予定技術者として若手又は女性を配置する場合に評価する。 なお、若手とは申請期限の日現在において、満40歳をむかえていない者とする。	主任（監理）技術者への配置	0.4
		なし	0.0
地域精通度等 (4.8点)	ク 地域内拠点の有無 工事箇所と本社の所在地に基づき評価する。 (注) 入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、評価基準の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。	工事箇所の市町村内に本社を有する	2.3
		工事箇所の振興局等管内に本社を有する	1.2
			(注)「岩手県内」と読み替える場合
		上記以外の場合	0.0
	ケ 県内企業の活用 当該工事における請負代金額に占める県内企業の請負金額の割合で評価する。 なお、県内企業の請負金額の対象は元請企業と一次下請企業とする。	70%以上	0.4
		40%以上 70%未満	0.2
		40%未満	0.0
	コ 災害活動の実績等 「災害時における応急対策業務に関する協定」の締結。 ただし、申請期限の日現在有効なもので岩手県と締結したものに限る。	協定締結あり	1.0
		協定締結なし	0.0
	サ 雇用対策の実績 企業として申請期限の日現在、以下のいずれかの実績があれば評価する。 ・「障がい者」の常時雇用 ・令和6年4月1日以降に学校を卒業した県内居住者（雇用後に県内居住となった者を含む。）を、正規社員として新規雇用し、1か月以上雇用している状況が継続 ・令和7年4月1日以降に県内居住者（雇用後に県内居住となった者を含む。）を正規社員として新規雇用し、1か月以上雇用している状況が継続	あり	1.3
なし		0.0	
評価点計（A）			10.0

3) 留意事項

〔共通事項〕

- ① 工事種別による評価項目の区分は下表のとおりとする。

	土木系	土木系以外
工事種別	土木工事、舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、法面処理工事、グラウト工事、しゅんせつ工事、造園工事、ボーリング工事、標識設置工事	建築一式工事、電気設備工事、管設備工事、鋼橋上部工事、機械設備工事、塗装工事、通信設備工事、消防設備工事、鋼工作物工事、防水工事

- ② 岩手県が発注した工事とは、知事部局発注工事のほか、医療局、企業局等県の組織（岩手県出資等法人を除く）が発注した全ての工事を含むものとする。
- ③ 申請期限の日とは、総合評価技術提案書提出期限の日のことである。
- ④ 特定共同企業体として入札に参加する者の評価は、代表者の実績で評価するものとする。

- ⑤ 経常建設共同企業体として入札に参加する者について、次に掲げる評価項目は企業体の実績があれば評価するものとする。それ以外の評価項目は、代表者の実績で評価するものとする。

企業の施工能力：「経営品質の取組（優良工事表彰受賞のみ）」

- ⑥ 配置予定技術者は、入札公告に掲げる工事に配置する技術者とする。
- ⑦ 配置予定技術者の評価において、評価項目「配置予定技術者の資格と経験年数」で一級相当資格として認めるのは、発注業種に応じて、次に掲げる国家資格等を有する者に限るものとする。

発注業種	資 格
土 木	1 級建設機械施工管理技士 1 級土木施工管理技士 技術士（建設部門、農業部門「農業農村工学」、森林部門「森林土木」、水産部門「水産土木」、総合技術監理部門（建設部門、「農業農村工学」、「森林土木」、「水産土木」））
建築一式	1 級建築施工管理技士 一級建築士
電気設備	1 級電気工事施工管理技士 技術士（電気電子部門、建設部門、総合技術監理部門（電気電子部門、建設部門））
管 設 備	1 級管工事施工管理技士 技術士（機械部門「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」、上下水道部門、衛生工学部門、総合技術監理部門（「流体機器」、「熱・動力エネルギー機器」、上下水道部門、衛生工学部門））
舗 装	1 級建設機械施工管理技士 1 級土木施工管理技士 技術士（建設部門、総合技術監理部門（建設部門））
鋼橋上部	1 級土木施工管理技士 1 級建築施工管理技士 一級建築士 技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」、総合技術監理部門（「鋼構造及びコンクリート」））
プレストレスト・コンクリート	土木と同じ
法面処理	1 級建設機械施工管理技士 1 級土木施工管理技士 1 級建築施工管理技士 技術士（建設部門、農業部門「農業農村工学」、森林部門「森林土木」、水産部門「水産土木」、総合技術監理部門（建設部門、「農業農村工学」、「森林土木」、「水産土木」））
機械設備	1 級土木施工管理技士 1 級建築施工管理技士 一級建築士 技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」、機械部門、上下水道部門、衛生工学部門「水質管理」又は「廃棄物・資源循環」、総合技術監理部門（「鋼構造及びコンクリート」、機械部門、上下水道部門、「水質管理」、「廃棄物・資源循環」））
塗 装	1 級土木施工管理技士 1 級建築施工管理技士

発注業種	資 格
グラウト	法面処理と同じ
通信設備	1級電気通信工事施工管理技士 技術士（電気電子部門、総合技術監理部門（電気電子部門））
しゅんせつ	1級土木施工管理技士 技術士（建設部門、水産部門「水産土木」、総合技術監理部門（建設部門、「水産土木」））
造 園	1級造園施工管理技士 技術士（建設部門、森林部門「林業・林産」又は「森林土木」、総合技術監理部門（建設部門、「林業・林産」、「森林土木」））
ボーリング	1級建設機械施工管理技士 1級土木施工管理技士 1級建築施工管理技士 技術士（建設部門、農業部門「農業農村工学」、森林部門「森林土木」、水産部門「水産土木」、上下水道部門「上水道及び工業用水道」、総合技術監理部門（建設部門、「農業農村工学」、「森林土木」、「水産土木」、「上水道及び工業用水道」））
標識設置	法面処理と同じ
鋼工作物	鋼橋上部と同じ
防 水	1級建築施工管理技士

- ⑧ 配置予定技術者の施工経験、工事成績評定及び表彰実績として申請できるのは、原則その者が主任（監理）技術者、専任補助者又は現場代理人として工事の着手から完成までの全期間従事した工事とする。

また、工場製作と現場施工に異なる技術者を配置した工事（実績として申請しようとする当該工事が入札公告時に異なる技術者の配置を認めている場合に限る。）を申請する場合は、工場製作に従事した技術者は工場製作に要した全期間、現場施工に従事した技術者は現場施工に要した全期間に従事した工事のみ申請できるものとする。

なお、主任（監理）技術者、専任補助者又は現場代理人が途中交代した場合は、全期間の2分の1を超える期間に従事している者を評価対象とする。

ここで、「全期間」とは工事を全面的に一時中止した期間を除いた期間とする。

- ⑨ 工場製作と現場施工に異なる技術者の配置を認めている工事については、現場施工に従事する配置予定技術者のみを申請するものとする。
- ⑩ 申請者が配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者として申請することができる。この場合の配置予定技術者に係る申請者の評価点は、「配置予定技術者の要件に関する評価項目」の評価点の合計が最も低い技術者をもって算定するものとし、申請者は、落札候補者となり技術提案評価項目Aの確認書類の提出を求められた際は、申請した全ての配置予定技術者に係る確認書類を提出するものとする。

なお、配置予定技術者を複数配置する場合（工場製作と現場施工に異なる技術者を配置する場合を除く。）は、配置予定技術者を1人に特定できない場合と同様に取り扱うものとし、全ての配置予定技術者を申請した上で、配置予定技術者に係る申請者の評価点は、「配置予定技術者の要件に関する評価項目」の評価点の合計が最も低い技術者をもって算定する。

- ⑪ 主任技術者又は監理技術者として若手（申請期限の日において、年齢計算ニ関スル法律に基づく満40歳未満の者）又は女性を登用する場合は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）の配置を認めることとし、評価項目のうち配置予定技術者の要件に係る評価を主任技術者又は監理技術者の評価に代えて専任補助者の能力等で評価を行うこととする。
- ⑫ 地域精通度等において規定する振興局等管内とは、広域振興局の本局、地域振興センター及び総務センターが所管する区域をいうものとし、以下の表のとおりとする。
- なお、花巻総務センターの所管区域については、以下の表に従い花巻地区と北上地区に分けて取り扱うものとする。

振興局等	所管区域（市町村）
盛岡広域振興局	盛岡市 八幡平市 滝沢市 雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町
県南広域振興局本局	奥州市 金ヶ崎町
花巻地区	花巻市 遠野市
北上地区	北上市 西和賀町
一関地区	一関市 平泉町
沿岸広域振興局本局	釜石市 大槌町
大船渡地区	大船渡市 陸前高田市 住田町
宮古地区	宮古市 山田町 岩泉町 田野畑村
県北広域振興局本局	久慈市 普代村 洋野町 野田村
二戸地区	二戸市 軽米町 九戸村 一戸町

- ⑬ 申請内容に錯誤等があった場合は、過小評価については自己評価点で評価（点数変更なし）し、過大評価については最低点により再評価（0点）とする。
- なお、評価項目ごとの取扱いは、「技術提案評価項目Aにおいて申請内容に錯誤等があった場合の取扱い」（P21～22）のとおりとする。

〔施工実績〕

- ① 岩手県が発注した工事以外も対象とする。
- ② 同種・類似工事の設定は入札公告の総合評価点算定基準により確認のこと。
- なお、特定共同企業体（以下「特定JV」という。）の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限る（総合評価点算定基準において、代表者として施工した場合のものに限るとの記載がある場合はそれによる。）ものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。〔特定JV構成員の施工実績＝特定JV施工数量×（構成員の出資比率／代表者の出資比率）〕
- また、経常共同企業体（以下「経常JV」という。）及び復旧・復興建設工事共同企業体（以下「復興JV」という。）の構成員として施工した工事の施工数量については、その工事の施工数量に当該者の出資比率を乗じて得られた施工数量を施工実績として認める

ものとする。〔経常JV（復興JV）構成員の施工実績＝経常JV（復興JV）施工数量×構成員の出資比率〕

- ③ 工事实績の証明は、CORINSの写しにより行うものとする。
- ④ CORINSに登録されていない等CORINSによる証明が困難な場合には、契約書の写し（工事名、工期、最終請負額、発注者及び受注者印、工事实績が確認できる部分）を提出すること。
- ⑤ CORINS又は契約書の写しにより工事内容等を証明できない場合には、工事内容を確認できる資料（客観性をもって必要条件を確認できるもの）の写しを提出すること。

〔経営品質の取組〕

- ① 企業の優良工事の受賞実績は、申請内容を県が保有するデータで確認する。
- ② ISOの認証は、登録証の写しにより証明すること。なお、「いわて地球環境にやさしい事業所」認定については、申請内容を県が保有するデータで確認する。
- ③ 新分野進出の実績は、申請内容を県が保有するデータで確認する。
- ④ 「えるぼし・プラチナえるぼし」、「くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん」、「いわて女性活躍認定企業等」又は「いわて子育てにやさしい企業等」の認定は、以下の厚生労働省又は岩手県ホームページに掲載されている最新版の実績で確認する。

・えるぼし ・プラチナえるぼし	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000129028.html
・くるみん ・プラチナくるみん ・トライくるみん	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/jisedai/kijuntekigou/index.html
・いわて女性活躍認定企業等	https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/seishounendanjo/1004930/1004931.html
・いわて子育てにやさしい企業等	https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kosodate/shoushika/1003469/1003472.html
・ユースエール	https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/search/service/ninteilist.action

- ⑤ 厚生労働省又は岩手県ホームページで実績を確認できない場合には、認定を証明する資料（認定証等）で確認する。

〔資格取得の取組〕

- ① 技術者の資格取得の実績は、以下により確認する。
 - ・ 対象は〔共通事項〕⑦（P11～12）の表に示す資格とし、発注業種は問わない。
 - ・ 資格の取得状況及び雇用関係を証明する資料の写しにより証明すること。

② 登録基幹技能者の実績は、以下により確認する。

- ・ 対象は、以下の（一財）建設業振興基金ホームページに掲載されている登録基幹技能者を対象とし、発注業種は問わない。

（一財）建設業振興基金	https://www.kensetsu-kikin.or.jp/humanresources/technician/status.php
-------------	---

- ・ 登録基幹技能者講習修了証及び雇用関係を証明する資料の写しにより証明すること。

〔建設キャリアアップシステムの取組〕

① 建設キャリアアップシステムの活用は、今回工事の現場にカードリーダーを設置し就業履歴を蓄積する場合に評価するものとし、総合評価技術提案書の該当欄への記載（○）により確認する。

なお、建設キャリアアップシステムの活用を申請する場合は、契約事項として取り扱い、契約後、受注者は以下の内容を実施するものとし、工事完了までに発注者に実施内容を報告するものとする。この際、やむを得ない理由として発注者が認めた場合を除き、履行が確認されなかった場合は工事成績評価における技術提案履行確認を「不履行」として扱うものとする。

実施項目	基準	（参考）実施状況の確認書類例
技能者情報登録	1名以上	就業履歴一覧(月別カレンダー)
現場情報登録	当該現場の登録	現場・契約情報
就業履歴情報登録	カードリーダー等を設置し、建設キャリアアップシステム技能者の就業履歴情報の登録(蓄積)を30人日以上	就業履歴一覧(月別カレンダー) カードリーダー等の現場設置状況、使用状況写真

- ・ 上表における技能者とは、元請事業者及び下請事業者の現場従事者(一人親方を含む。)で、建設工事の直接的な作業を行う技能を有する労働者を指す。
- ・ 工事現場での実働日数が短く、就業履歴情報の登録が30人日未満となる工事においては、工事着手から完了までの全実働日で活用するものとする。

ただし、現場事務所設置及び起工測量、他工事との調整等で技能者が就業した日を除き現場作業が全くない期間のほか、工場製作の期間についても対象外とする。

- ・ 受注者は、（一財）建設業振興基金が作成する「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」等に基づき、適正に実施するものとする。
- ② 建設キャリアアップシステムの活用は、現場作業がない工事（製作のみの場合など）は評価の対象外とする。この場合、建設キャリアアップシステム事業者登録がある場合、当該項目のみは評価対象となる。
- ③ 建設キャリアアップシステム事業者登録の有無は、以下の（一財）建設業振興基金ホームページにおいて公開事業者情報として掲載されている最新版の実績で確認する。

（一財）建設業振興基金	https://www.mobile.ccus.jp/#/open_jigyousya_search
-------------	---

〔配置予定技術者の資格と経験年数〕

資格の取得状況を証明する資料の写しを提出すること。

〔配置予定技術者の継続教育（CPD）の取組〕

- ① 配置予定技術者の継続教育（CPD）の取組は、各団体が発行する証明書の写しにより確認する。
- ② 以下に示す各団体の推奨単位に基づき評価する。

継続教育（CPD）団体名	推奨する単位数に相当する数	推奨する単位数の1/2に相当する数
（公社）空気調和・衛生工学会	50 ポイント/年	25 ポイント/年
（一財）建設業振興基金	12 単位/年	6 単位/年
（一社）建設コンサルタンツ協会	50 単位/年	25 単位/年
（公社）地盤工学会	50 単位/年	25 単位/年
（公社）森林・自然環境技術教育研究センター	20CPD 時間/年 100CPD 時間/5年	10CPD 時間/年 50CPD 時間/5年
（一社）全国上下水道コンサルタント協会	50 単位/年	25 単位/年
（一社）全国測量設計業協会連合会	20 ポイント/年 40 ポイント/2年 100 ポイント/5年	10 ポイント/年 20 ポイント/2年 50 ポイント/5年
（一社）全国土木施工管理技士会連合会	20 ユニット/年 40 ユニット/2年 60 ユニット/3年 80 ユニット/4年 100 ユニット/5年	10 ユニット/年 20 ユニット/2年 30 ユニット/3年 40 ユニット/4年 50 ユニット/5年
（一社）全日本建設技術協会	25 単位/年	13 単位/年
土質・地質技術者生涯学習協議会	50CPD 単位/年 250CPD 単位/5年	25CPD 単位/年 125CPD 単位/5年
（一社）電気学会	50 ポイント/年	25 ポイント/年
（公社）土木学会	50 単位/年	25 単位/年
（一社）日本環境アセスメント協会	50 単位/年 250 単位/5年	25 単位/年 125 単位/5年
（公社）日本技術士会	50CPD 時間/年 150CPD 時間/3年	25CPD 時間/年 75CPD 時間/3年
（公社）日本建築士連合会	12 単位/年	6 単位/年
（公社）日本造園学会	50 単位/年	25 単位/年
（公社）日本都市計画学会	50 単位/年	25 単位/年
（公社）農業農村工学会	50CPD/年	25CPD/年
建築 CPD 運営会議	12 認定時間/年	6 認定時間/年
補償コンサルタント CPD 協議会	30 ポイント/年	15 ポイント/年

- ③ 上記に掲げた団体以外も評価対象とするものとし、各団体が定めている推奨単位に基づき評価する。

- ④ CPD単位取得の「証明書」は、単位取得の証明期間の末日が、申請期限の日から過去2年以内のものを有効とする。（複数年を証明期間とする証明書の任意の1年間を抜き出して、その間の単位数を評価するものではありません。1年間の取組状況をもって評価を受ける場合には、改めてその期間に対応する証明書の交付を受けてください。）
- ⑤ 年間又は数年間の推奨単位を記載している場合は、そのいずれかが推奨単位を満足していれば評価する。

〔若手技術者又は女性技術者の配置の有無〕

- ① 「若手」とは、申請期限の日現在において、満40歳をむかえていない者とし、満40歳の誕生日が申請期限の日の2日後以降の者とする（年齢計算ニ関スル法律に基づく）。なお、女性技術者の場合は、年齢を問わない。

例)

申請期限の日	満40歳の誕生日	評価
令和8年4月1日	令和8年4月3日	若手である
令和8年4月1日	令和8年4月2日	若手ではない

- ② 年齢（生年月日）及び性別を確認できる資料（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、マイナンバーカード、住民票等の写し）を提出すること。

〔県内企業の活用〕

- ① 今回工事における県内に主たる営業所を有する企業（以下「県内企業」という。）の活用比率に応じて評価するものとし、総合評価技術提案書の自己評価点により確認する。

活用比率（％）＝（1－県外企業の請負金額の計（最終）／請負代金額（最終））×100
 活用比率は小数点以下を切り捨てし、整数止めとする。

- ② 県内企業の活用を申請する場合は、契約事項として取り扱い、契約後、受注者は県内企業の活用に取り組むものとし、工事完了時に実績を確認するものとする。この際、やむを得ない理由として発注者が認めた場合を除き、履行が確認されなかった場合は工事成績評定における技術提案履行確認を「不履行」として扱うものとする。
- ③ 元請が県内企業及び県外に主たる営業所を有する企業（以下「県外企業」という。）で構成される共同企業体については、元請の請負金額（自社施工分）に各構成員の出資比率を乗じて得られた金額を各構成員の請負金額とし、そのうち県外企業である構成員の請負金額を、元請の県外企業請負金額とする。

〔災害活動の実績等〕 ※土木系以外では災害協定の有無のみを評価

- ① 災害活動の実績は、以下の活動を評価の対象とする。
- ・ 災害発生時における応急対応の実績（契約に基づく対価の支払いを受けていないもの。）

ただし、止むを得ない場合を除き施設管理者へ事前連絡したものに限り評価の対象とする。

(例) 自主的な通行規制支援など

なお、災害協定等の発注者の要請に基づかない自主的な巡回パトロールは本項目の評価対象としない。

また、災害協定等の発注者の要請に基づく応急対応の実績（下記、対価の支払いを受けているものに該当しないもの）については、巡回パトロールも評価の対象とする。この場合は、施設管理者への事前連絡は要しないものとする。

- ・ 災害協定等の発注者の要請に基づき、業務委託等として発注された災害活動（訓練・応急工事は除く）の実績（契約に基づく対価の支払いを受けているもの。）

ただし、維持修繕業務等で実施した災害活動の実績は、本項目の評価対象としない。

(例) ・巡回パトロールや通行規制支援

・業務委託等で発注されたもので、啓開作業、排水処理、通行規制などの出稼高管理が必要ないもの。

- ② 災害発生時における応急対応の実績は、様式第3-9号災害活動実施申告書に対象年度の活動実績を記入したもの（必要箇所に押印のあるもの）の写しにより証明すること。

- ③ 災害協定等の発注者の要請に基づき、業務委託等として発注された活動実績は以下の資料により証明すること。

- ・ 災害協定等の発注者からの要望に基づく活動であることを証明する資料（県等からの要請書等）
- ・ 契約書の写し。契約書により実績を証明できない場合には、実績が確認できる資料（客観性を持って必要条件を確認できる）の写しにより証明すること。

- ④ 災害協定の有無は、申請期限の日現在有効な協定書及び担当地区又は担当路線等がわかる資料の写しによって証明すること。災害協定は岩手県と業界団体との2者で締結したものを評価対象とし、3者で締結（例：国土交通省東北地方整備局長、東北6県知事、業界団体）したものは評価しない。

なお、担当地区又は担当路線等は以下の資料のいずれかで証明すること。ただし、担当地区又は担当路線等の割り当てが設けられていない協定についてはこの限りではない。

- ・ 防災協定証明書（最新の証明書に限る。）
- ・ 広域振興局土木部等に提出した緊急連絡系統図等（最新の資料で、日付が記載された添書も含む。）

〔雇用対策の実績〕

- ① 「障がい者」の常時雇用は、以下により証明すること。
 - ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき障がい者の雇用が義務付けられている企業の場合、公共職業安定所長に提出した「障害者雇用状況報告書」の写しにより法定

雇用率を達成していること（若しくは身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者数の不足数が0人であること。）を証明のこと。

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき障がい者の雇用が義務付けられていない企業の場合、申請期限の日現在、障がい者の常時雇用を証明する書類（障害者手帳等及び雇用を証明する書類）により証明のこと。
- ② 評価の対象とする学校は、以下のとおりとする。
 - ・学校教育法に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校中学部、若しくは高等部、大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校
 - ・職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設（訓練課程が1年未満のものを除く）
- ③ 学卒者を含む県内居住者の新規雇用は、以下の資料の写しにより証明すること。
 - ・雇用（雇用年月日及び期間）の証明
 - i 雇用保険被保険者資格取得確認通知書
 - ii 賃金台帳及び出勤簿（申請期限の日の属する月の前月の資料とする。）
 - ・住所（県内居住）の証明
 - i 住民票又は運転免許証
 - ・学卒者の証明
 - i 卒業証書又は卒業証明書（修了証書、修了証明書を含む）

〔無償奉仕活動の実績〕 ※土木系のみ対象

- ① 無償奉仕活動（災害活動を除く。）の実績は、以下の活動への人的支援の実績がある場合評価の対象とする。
 - ・道路、河川、海岸、ダム、公園、水路、ため池の清掃（草刈、花壇整備を含む。）活動
 - ・就業体験学習の支援（インターンシップ）
 - ・高等学校及び専門学校の実習授業への講師派遣
 - ・国、地方自治体（国土交通省、農林水産省関連）、土地改良区が主催する行事への支援
 - ・建設業に関する啓発活動（小中高等学校を訪問して行う建設業体験支援、地方自治体または小中高等学校が開催する行事での建設業体験支援等）なお、様式第3-8-1号無償奉仕活動実績証明書に、第三者（施設管理者及び学校長、行事を主催する自治体等の課長等）の押印があるものの写しによって証明すること。
また、工事契約においての活動は対象としない。

〈無償奉仕活動において評価対象外となる事例〉

- ・会社組織での献血協力
 - ・学校での清掃活動、立木の剪定、グラウンド整備、除雪、施設修繕
 - ・民家の除雪（市町村からの要請に基づく場合を含む）
 - ・処理場、下水道敷地における清掃作業
- その他、「総合評価落札方式に関するQ&A」を参照のこと。

〔維持修繕業務等の実績〕 ※土木系のみ対象

① 岩手県（指定管理者を含む。）が管理する公共施設の維持修繕業務等の実績は、元請又は一次下請として次の実績がある場合評価の対象とする。ただし、点検のみの業務の実績の場合は評価の対象としない。

- ・道路、河川、砂防、海岸、ダム、公園、港湾、空港、下水道、漁港の維持修繕業務又は草刈業務（支障木除去業務を含む。）
- ・道路、港湾、空港、漁港の施設の除排雪業務
- ・建築物の維持修繕業務又は施設管理者が発注した建築物の緊急修繕工事（施設管理者から修繕の依頼を受けて速やかに着手する必要がある工事）

なお、維持修繕業務等の実績は以下の資料により証明すること。

- ・元請の実績については、業務期間及び業務内容がわかる契約書等の写し
- ・一次下請の実績については、管理者が発注した業務の下請契約であることが具体的に挙証できる資料（個別契約書又は注文書・請書及び施工体系図等の写し）
- ・建築物の緊急修繕工事の実績については、様式第3－8－2号緊急修繕工事实績証明書に施設管理者の押印があるものの写し

また、評価の対象期間内に債務負担行為に係る契約で実施した業務（地域維持型方式等）は、部分払が発生する会計年度ごとに1業務として評価するものとする。

(2) 技術提案評価項目Aにおいて申請内容に錯誤等があった場合の取扱い

「総合評価落札方式（チャレンジ型）技術評価基準 別紙2」

1 取扱いの基本

- (1) 申請内容に錯誤があった場合は、過小評価については自己評価点で評価（点数変更なし）、過大評価については最低点による再評価（0点）とし、具体的な判断基準は2のとおりとする。（複数の評定点の合計値を評価点とする「資格取得の取組」、「キャリアアップシステムの取組」及び「災害活動の実績等」については、合計値からなる評価点をもって過大評価又は過小評価の判定を行う。）
- (2) 申請内容を証明する資料が提出されない場合は、その項目は最低点による再評価（0点）とする。
- (3) 配置予定技術者の要件について、申請した技術者以外の者を配置しようとする場合は、配置予定技術者の要件に係る項目は最低点による再評価（0点）とする。
- (4) 専任補助者の配置が認められない（主任技術者又は監理技術者として若手又は女性を登用しない場合）にもかかわらず専任補助者を配置する申請とした場合は、専任補助者の能力等で評価を行う項目は最低点による再評価（0点）とする。

2 具体的な判断基準

評価項目		申請内容に錯誤があった場合	
		自己評価点（点数変更なし）	最低点再評価（0点）
企業の 施工 能力	施工実績	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 ・申請が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合 ・申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 ・申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 ・対象期間外の実績を申請した場合 ・客観性の乏しい証明書類により証明した場合
	経営品質の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 ・実績なしで申請したにもかかわらず、証明書類等で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象期間外の実績を申請した場合 ・対象外の表彰実績又はISO取得実績等を申請した場合
	資格取得の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 ・実績なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象期間外の実績を申請した場合 ・評価項目「雇用対策の実績」における新規雇用の評価対象者と同一の者を申請した場合 ・①②の申請実績の両方又はいずれか一方が確認できない場合
	建設キャリアアップシステムの取組	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 ・事業者登録なしで申請したにもかかわらず、証明書類等で登録が確認された場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・②の実績を申請した場合において、事業者登録が確認できない場合

評価項目	申請内容に錯誤があった場合		
	自己評価点（点数変更なし）	最低点再評価（0点）	
配置予定技術者の要件	配置予定技術者の資格と経験年数	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 申請が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合 申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 今回の発注業種に応じた資格でない場合
	配置予定技術者の継続教育（CPD）の取組	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 申請が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合 申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 証明書類が指定した期間外の場合 指定した証明書類で証明されなかった場合
	若手技術者又は女性技術者の配置の有無	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請より下位の配点の場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請より上位の配点の場合
地域精通度等	地域内拠点の有無	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請より下位の配点の場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請より上位の配点の場合
	災害活動の実績等	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 実績等なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 ①②の申請実績の両方又はいずれか一方が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 対象期間外の実績を申請した場合 指定した証明書類で証明されなかった場合 証明書類が指定した期間外の場合
	雇用対策の実績	<ul style="list-style-type: none"> 実績等なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間外の実績を申請した場合 指定した証明書類で証明されなかった場合
	無償奉仕活動の実績	<ul style="list-style-type: none"> 実績等なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 対象箇所（工事箇所かつ本社）以外の実績を申請した場合 対象期間外の実績を申請した場合 対象活動以外の実績を申請した場合 指定した証明書類で証明されなかった場合
	維持修繕業務等の実績	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 実績等なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 対象期間外の実績を申請した場合 対象業務（建築物の緊急修繕工事を含む）以外の実績を申請した場合 指定した証明書類で証明されなかった場合 客観性の乏しい証明書類により証明した場合